

Title	スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (一九八三年)
Sub Title	A brief survey of reports of the National Council for Crime Prevention of Sweden (BRÅ) in 1983
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.3 (1985. 3) ,p.67- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850328-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19850328-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観 (一九八三年)

坂田仁

昨年中にスウェーデンの犯罪防止委員会から私の手許に送られて来た資料は左記の通りである。ストックホルム大学のK・スベリ教授と犯罪防止委員会のご好意に感謝しつつ、以下の大要を紹介することにした。

- 報告書として発表されたものは次の七つである。
- 一' Problemen med uppklaringsprocenten (av Johannes Knutsson) Rapport 1983 : 1 (検挙率に関する問題点)
- 二' Brottsliga ungdomsgång (av Jerzy Sarnecki) Rapport 1983 : 2 (少年の非行集団)
- 三' Brottslighet och biologiskt arv (av Marianne Rasmuson) Rapport 1983 : 3 (犯罪と生物学的遺伝)
- 四' Utänningsarna och brottsligheten (red. av Ulla-Britt Eriksson och Henrik Tham) Rapport 1983 : 4 (外国人と

- 犯罪)
- 五' Brotsutvecklingen—Lägerapport 1983—, Rapport 1983 : 5 (犯罪のよう勢)
- 六' Narkotikautvecklingen 1983 (red. av Artur Solarz) Rapport 1983 : 6 (薬物問題のよう勢)
- 七' Fritid och brottslighet (av Jerzy Sarnecki) Rapport 1983 : 7 (余暇と犯罪)
- 右の他に次の覚書が発表されている。
- 八' Ocker, PM 1983 : 1 (暴利)
- 九' Vårdetransporter II—Uppföljning av BRÅ-PM 1979 : 1—, PM 1983 : 2 (現金輸送覚書一九七九年一号の追跡検討)
- 一〇' Kamratstöd—socialansvar, PM 1983 : 3 (同僚の支持

——社会的責任

11' Stöld i fabrik—Förslag till åtgärder mot brottligt svinn inom tillverkningsindustrin—, PM 1983:4 (工場内窃盗——製造業における犯罪的領得に対する措置の提案)

11'' Skadegörelse i bostadsområden—Vad vet vi? Vad kan vi göra?—, PM 1983:5 (住宅地域における器物損壊——我々は何を知り、何が出来るか)

11''' Uppbördsbrott—Åtgärder mot det ilicrita fusket—, PM 1983:6 (納税犯罪——滞納に対する措置)

以上の他に「Brottslighet och kriminalpolitik (犯罪と刑事政策) という一般向けの啓蒙書と英文のブレナム、Jensy Sarnecki, Research into Juvenile Crime in Sweden, NCCR Bulletin 1983:1」が送られて来ている。

第一の報告書は、ストックホルムにおける侵入盗の変化を足がかりとして検挙率<sup>(3)</sup>の問題を考察したものである。

最初に検挙率の意義について論じ、次いでストックホルムにおける一九六八年と一九七八年の犯罪統計から検挙率に變動のあった侵入盗の問題を取り上げている。變動の要点は、全般的に犯罪が増加している一方で検挙率が下がっていること及び一五—一九歳の少年の侵入盗が減少していることである。併しこれは、少年犯罪が全体として減少していることは受けとれないとしつつ、少年の数の減少が一九七八年の検挙率の低下の説明

要因として重要だと説く。侵入盗の被疑者の検挙人員は増加しているのに被疑事件数は減っている(一人当りの被疑件数の減少)しかも、起訴件数は一九六八年に比し一九七八年には三〇%増<sup>(5)</sup>になっている。ここから、検挙率の低下が直ちに警察活動の低下の指標となるという見方に疑問を投げかけている。

結論的に、犯罪の年次比較の際には、暗数の変動と統計上の説明手順の変化を考えに入れること、検挙率は異った犯罪毎に別に行うべきで、種類の違いを無視した比較をしないこと、地域毎に比較するときは犯罪の構成に注意すること(一定のところに検挙率の高いか低いとする犯罪が全体の検挙率に影響すること)、検挙率そのものは、犯罪が事実上解決したことは無関係で、検挙率の減少が直ちに検挙の減少を意味するとはいえないこと、検挙率の低下には様々な背景があり、単なる規則の改正によることもあれば、本質的な状況による場合もあるが、警察官が行為者のグループとの接触を失ったことを示す指標でもあること、が述べられている。

第二の報告書は、一九八二年の報告書五号として発表された「犯罪と交友関係」の実務家向け要約版である。著者には本稿注(2)に掲げた著書があり、その中にもこの調査結果が用いられている。

本報告書は、あるスウェーデンの標準的な都市(人口五万人)における非行少年の六年間(調査期間三年、追跡期間三年)にわた

る調査結果の報告とそれに基づく少年非行集団に関する著者の仮説の二つの部分から成っている。調査の対象になった少年は、同市に住む一九五七年～一九六八年生れの者で、一九七五年一月一日～一九七七年一月三十一日の三年間に何らかの犯罪で警察に補導された者(五七五人)である。これを主群として、上記の者と一緒に犯罪を行った者(追加群Ⅰ、八六人)及び一九七八年一月一日～一九八〇年一月三十一日の三年間(追跡期間)に主群と一緒に犯罪を犯した者(追加群Ⅱ、一七三人)を加えた、合計八三四人が調査された。

主群の五七五人は、男子四五四人、女子一二一人で、犯罪総数は、二三五〇件(うち二四二件が調査期間中の犯罪)であった。調査・追跡の全期間を六月を単位に二期に分けると、男子の五八%、女子の七八%は、その中の一期だけしか犯罪に加わっていなかった。全一二期中四期以上にわたって犯罪をつづけた女子が一人、八期以上つづけた男子が六人(うち一人が二期六年間継続)であった。一人当りの犯罪干与数の平均は七、最高は一四六、三〇以上の干与数をもつ者は三二人(主群の5%)であった。犯罪は、侵入盗、自動車盗、バイク盗が多く、それ以外では傷害と器物損壊が多い。性犯罪、詐欺、薬物犯罪は少なかった。一四～一五歳で犯罪をする者が一番多かったが、個人当りの犯罪干与数には年齢毎の相違はみとめられなかった。犯罪が固着している者は、一四～一五歳以前から犯罪をしていた者であった。

犯罪は大方集団で行われ(単独犯は主群の二一%)、若者のイタヅラとみられるものが多かった。犯罪性のすすんだ者もあったが、相当な部分は、同年齢の者同士の一つの交際形式として犯罪を行っていた。こうした交際形式を保持する非行集団(ギャング)が存在し、六年間出現、消失をくり返した。永続的存在だったのは、a、c、xと名付けられた三個だった。

著者の理論は、少年犯罪における環境の重要性を指摘するところにある。少年の非行集団(ギャング)は、ヤブロンスキーのいう *peer-group* で、結合はゆるく、一時的であるが、集団内の交際の形式として犯罪をすることが一つの条件になっているものである。これと接触することで犯罪が生じる。家庭的条件やしつけも重要だが、それは少年が家庭から自立するところまで、自立した成人としてのアイデンティティを得る前の過渡期には、刺激や冒険を求めて、これらの非行集団との接触が生じる。一般の少年は、その後すぐ非行集団を離れるが、一部の少年は犯罪を重ね、結局は、成人後アルコールなどの問題や自殺など不幸な生涯を終える<sup>(9)</sup>と見る。

現代の少年犯罪の増大の原因を著者は次のように解釈している。

農業社会から近代的産業社会に発展する過程で少年の役割は生産的なものから消費的なものに変化した。これにより、成人と少年が同じ職場で同じ仕事に従事することがなくなり(農家であれば親子で野良に出、職人の徒弟は親方について仕事をした)、

それだけ非形式的な社会統制も減じた。学校(義務教育)の普及で、少年は同一年齡集團として集められ、成人との距離がでただけでなく、成人とは別のことを受身で(消費的に)行うのである。しかも、少年自身に備わった刺激を求めめる気持は成長の過程で高まり、これらが地域の非行環境と結合して犯罪を生み出す。産業化と都市化とは都市の匿名性を増し、犯罪の機会を増したのは事実だが、これだけでは成人に比べ少年の犯罪が増加している事実を説明できないと、著者は右のように述べる。少年犯罪への対策としては、家庭に重点をおいた処遇方法のみでは不十分で、非行環境から少年を離脱させる手段が必要とする。著者の案は、*intensiv övervakning* (強化監督)の实行である。施設収容は、犯罪者集團への帰属感を強化するのみだとして、これに反対する。成人との密度の濃い接触による社会統制を著者は必要とみている。それと同時に犯罪化する以前の予防措置の必要性をみとめ、学校教育の内容の変化(生産的役割の付与)を求めめる。

第三の報告書は、犯罪の生物学的理論の現状を紹介したものである。犯罪生物学は、ナチズムの人種政策の否定、アメリカ社会学の影響などで、大戦後見るべきものなく、戦後の犯罪学は社会学的方向に沿って展開している。その中で生物学的理論がどのような現状にあるかを概観しているのが本書である。

取り上げられているのは、双生児法、養子比較、性差、染色

体異常、神経組織の道德への影響の五点である。これらの研究は無意味ではないが、犯罪を遺伝的に説明することはできていない。著者が一番興味を覚えたのは、神経組織の道德への影響と思われる。それによると、犯罪者と精神分裂病の患者とでは、自律神経のストレスに対する反応水準が前者に低く、後者に高く現われ、反応が元に戻るための回復時間が前者では遅く、後者では早いことが指摘されている。ここから、自律神経の反応形式に関する遺伝的な機構の知識が増せば、犯罪者のコントロールが将来可能になることもあり得るという。しかし、著者の立場は、社会的要因を忘れてはならないところにある。

なお、この報告書には、スベリ教授によるコメントが附されており、将来遺伝学的手段で人間の行動の統制が可能になったとしても、そうした科学は人間性の最善とは言えず、むしろ、そのような方法による、犯罪のない社会よりも、犯罪のある社会を選ぶと述べられている。

第四の報告書は、外国人の犯罪に関する論文集である。左記の一〇編を収める。

Henrik Tham, *Utlännarna och brottsligheten—forskningsläge* (外国人と犯罪—研究の現状)

Haluk Soydan, *Invandringen till Sverige* (スウェーデンへの移住)

Hanns von Hofer, *Utländska medborgare i luset av krig*

minalstatistiken (犯罪統計にみる外国人)

Britt Sveri, Återfall i brott bland utländska medborgare  
(外国人犯罪者の再犯)

Orvar Olsson, Narkotikabrott bland utländska medborgare  
(外国人の薬物犯罪)

Julio Ferrer, Kulturgränser och gängbildning—exempel  
från en Stockholmsförort (文化の限界と非行集団の形式—  
ストックホルム郊外の例)

Arne Jartelius, Invandrarnas barn (移住者の子供)

Juhani Suikkila, Några synpunkter på alkoholbruk och  
brottslighet bland ungdomar i Sverige och Finland (ス  
ウェーデンとフィンランドにおける少年の犯罪及び飲酒に  
対する見方)

Leif Lenke, De "socialpolitiska flyktingarna"—ett fall  
av "selektiv migration"? (社会政策的亡命—選択的移住  
の一例)

Taria-Liisa Leimio, Invandrare som brottsoffer (犯罪の被害  
者としての移住者)

編者のひとり H. Tham が九編の論文を概観し、以下、移民  
問題と犯罪の関係を他の著者が様々な観点から論じている。

一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、不況の時期に多数の  
スウェーデン人は主に米国に移民として移住して行った。しか  
し第二次大戦から戦後にかけて、逆に欧州の低開発国から、ス

ウェーデン経済の発展期に下層労働者として多数の人が移住し  
て来ている。その比率はスウェーデンの全人口の一五%になる。  
その人達が一九七〇年代の不況の影響で生活に打撃を受け、飲  
酒、犯罪、失業、生活保護など、スウェーデン社会に対する負  
担となっている。とくに隣国フィンランドからの移住者が目立  
つ。報告書は、犯罪との関係でこの問題を取上げているが、多  
数の結論では、移住者の犯罪問題は、言われているほどには大  
きくないという編者の見解が支持されているようである。

H. Soydon は、移民政策が問題に直面して、最近になってま  
とまって来たと同時に、移民に対する理解と寛容さが増して  
来たと言う。H. Hofer は、統計上移住者の増加と犯罪の増加  
は並行しているが、犯罪の傾向はスウェーデン人と変わらず、  
いわゆる第二世代説を裏証するデータはないとする。B. Sveri は  
移住者の再犯問題を扱い、移住者の犯罪は状況性のものが多く、  
再犯率は小さいと推定している。O. Olsson も、薬物問題と移  
住者の関係は、スウェーデン人の場合と変らないとみる。ただ  
重い薬物乱用者は移住者に多いとする。J. Ferrer は、少年達  
との接触から、いわゆるパンク族 (punkarna) の行為は、福祉  
社会への反抗であると同時に、福祉に依存している親達への反  
抗であると指摘し、移住者のスウェーデン社会への反抗でない  
とみる。A. Jartelius は、少年福祉学校に収容されている移住  
者の少年に面接し、移住者の問題を不完全な家庭に求めている。  
犯罪傾向は移住者の少年もスウェーデンの少年も変りなく、む

しろ、移住者の少年を学校が扱いかねている事実と、そのために非行集団の牽引力にそれらの少年が引きつけられている事実とを指摘する。J. Suikkila は、飲酒と犯罪の問題を基礎学校生徒(二二—二六歳)について調べ、フィンランド人の生徒に犯罪が多いと指摘する。しかし、それは男子が主であり、移住者であるか否かということよりも、生徒の家庭の社会的地位の方が犯罪と関係が深いと言う。移住者の生徒の親は、下級労働に従事していて、同一視の対象にならず、その代替物の与えられるべき学校では、生徒は不適応に陥っている。そこには言語の問題がひそんでいるとみる。J. Lenke は、ストックホルムのフィンランド人の犯罪について、フィンランド本国の不況が犯罪性のあるフィンランド人をスウェーデンに押し出していることを証明しようとする。T. Leino は、以上とは別の視点から、移住者の受ける犯罪の被害について調べ、移住者の方が、スウェーデン人よりも人身犯、財産犯の被害にさらされる危険が大きく、また被害を受けはしまいかという不安を強くいっていることを指摘している。

第五の報告書は、一九八二年の犯罪のすう勢の分析である。今年の特色は分析に先立ち、暗数の検討と犯罪水準の分析がなされていることである。

暗数の量に影響する要因として、報告書は、犯罪の顕在性(被害者のない犯罪等は発覚しにくい)、被害程度(被害の小さい犯罪

は届出されない)、行為者と被害者の関係(夫婦間の暴力沙汰は届出されない)、官庁の能力(取締犯罪などは、警察などの摘発活動によつてのみ発覚する)の四点をあげている。また、暗数は個々の犯罪毎に異なる。警察統計は被害者調査で補充されるようになっていた。

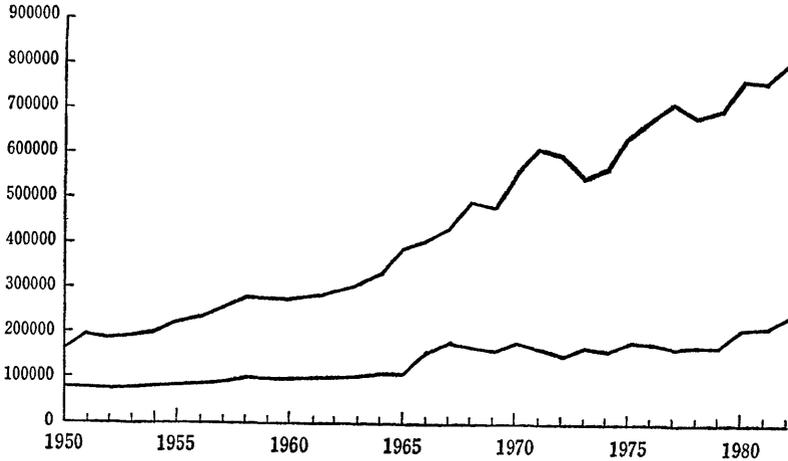
一九五〇年以來の犯罪の水準は増加の一途であるが、その外的要因としては、一九六〇年代の刑法改正<sup>(12)</sup>、警察制度の国営化<sup>(13)</sup>及びR I システムの導入による統計処理手続の変更<sup>(14)</sup>があげられる。一九五〇年から八二年までの変化は図の通りで、上段が認知件数、下段が検挙件数を示している。暗数の影響で実際の数はこれを多少上まわるとみられている。犯罪の増加は、財産犯の増加(とくに強盗と器物損壊)によるとされ、量だけを見れば、その他の窃盗の数が圧倒的である。人身犯は前年に比し一六%の増加だが、これは特別な事情(後述七三頁)による。これら犯罪の増加傾向について、昨年と同様の原因説明がなされている<sup>(15)</sup>。

一九八二年の刑法犯の総数は、八〇五、五六九件で前年比五・九%の増加である。報告書は、昨年同様、人身犯(Per-Olof Wikström)・強姦(Malin Åkerström)・強盗(Jan Andersson)・侵入盗(Jan Ahlberg)・自動車盗(Jan Ahlberg)・その他の犯罪

(Inger Eriksson)・詐欺(Johannes Knutsson)・器物損壊(Jerry Sarnacki)・薬物(Arthur Solarz)・経済犯罪(Dan Magnusson)について(カッコ内は執筆担当者)個別に分析を行っている。

人身犯は二八、六八七件で前年比二六%増である。殺人と致

刑法犯の認知件数及び検挙件数 (1950-1982)



死は合せて二二五件で人身犯の〇・五%である。一九八二年一月一日より、刑法三章一条(家屋内傷害を親告罪とした規定)が削除されたため、女性を被害者とする家屋内の事件が増加の原因とみられる。飲酒との関係、屋内と屋外との傷害事件の相違が論じられている。

強姦は九四一件で九%の増である。ここで暗数の存在が指摘されている。強姦をふくむ性的暴力犯罪の改正がふれられている<sup>(18)</sup>。被害者調査による被害者の特徴が、一五〜二五歳の、犯罪歴のある、失業中の者に多く、加害者は、二〇〜三〇歳の、下層労働者か失業者で、四〇%は外国人、犯罪歴(性犯罪の前歴はまれ)ある者も多い。

強盗は三、五三〇件で九%の増である。一割は銃器強盗で、その大半は、金融機関、商店相手のものである。強盗は一九六〇年以降急増し、一九七〇年代に増勢が止まり、以後三、四〇〇〜三、五〇〇件の間で増減をくり返している。大都市犯罪であるとの指摘は昨年と変わらない。金融機関、商店、老人等社会的弱者相手の特殊な強盗についてコメントがある。個人相手の強盗と薬物の関連が指摘されている。

侵入盗は、一三八、三四三件で、二%増である。しかし地域的に差があり、ストックホルムで四%、ヨーテボリで一三%、マルメで一%の各々増であるが、その他の地域全体では三%の減である。侵入盗は全刑法犯の五分の一を占めるが、一五歳以上の人口一〇万人当りの人口比では、一九七七年以来減少し

つづけている(一九八二年、二〇一九八二年、二〇〇四)。一九六〇年代の末からの傾向については薬物との関係が指摘されている。侵入盗は都市型犯罪であり、検挙率は低い。

自動車盗は三五、六九二件で一〇%増である。一〇万人当りの人口比では一九七七年の水準より低い。自動車盗の三分の一は未遂犯である。車への関心のある男、少年がよく事件を犯す。車種別分析では施錠の確かな車(SAB)の被害が少なく。

その他の窃盗は、三六七、〇六一で七%の増である。一九八〇年以来増加の傾向にある。車上組(二八%)、自転車盗(二五%)、バイク盗(二%)、店舗盗(二%)、スリ(二%)、学校荒し(二%)、居空(三%)、その他(二六%)に分けられる。一九八二年には車上組と店舗盗が特に増えた。しかし暗数は多く、実態は判らぬという。万引キャンペーンで暗数が表に出ただけかもしれない。自転車盗が前年比七%増だが、これには盗難保険の支払条件の変化が関係している。

詐欺は九四、四〇八件で三%の減である。クレジットカード詐欺(二三%)、小切手詐欺(二%)、保険詐欺(九%)、旅館等の詐欺(九%)、贓物(二三%)、その他(三四%)に分けられている。保険詐欺は減ったが、クレジットの詐欺と贓物の増加が著しい。贓物は取締犯に属するので、警察の活動が反映している。

器物損壊は、六八、二七八件で、六%の増である。これは、一九七七年に急増した後一時減少したが、一九八一年から再び

増加している。器物損壊はスウェーデン社会で最も一般的な犯罪であり、損害は年一〇〇万クローナと推定されている。典型的な少年犯罪とみられているが、統計上は二五歳以上の者が四〇%を示す。少年の犯罪が暗数になっているためとされる。最近の件数の増加は、公共物の被害が役所から届出られる場合が増えたことにもよるといふ。

薬物。アルコールと麻薬が主である。人身犯の七五%はアルコールの影響により、財産犯中には薬物乱用者が多い。

一九七七年に酩酊罪は非犯罪化されたが、酩酊者の強制保護に関する法律(〇四)が制定されて、一九八二年は二二万人が同法で保護されている。土曜日の国営酒店を休業したところ、保護件数が平日の五%減になったという。飲酒に関連し、酩酊運転と不法な酒類の販売について分析されている。酩酊運転は二一、二一七件で〇・七%増だが、暗数は四〇〇万くらいであろうとの推定もある。不法な酒類販売は一九七八年に比し五倍の増加である。その理由は、密造及び警察の取締が増加していることである。

麻薬(覚醒剤をふくむ)取締法(NZ)違反は六八、五〇五件で一・五%増であるが、被害者のない犯罪として、統計上は警察の取締が大きい意味をもつ。犯罪学上、麻薬犯罪は、(1)製造頒布、所持の各犯罪、(2)直接、間接に麻薬を取得するための犯罪、(3)麻薬の影響下に行われる犯罪の三種に分けられるが、麻薬の乱用と乱用者による犯罪は別の問題だとされる。右の(1)に

属するのは NSL と密輸取締法 (VSL) に反する罪であるが、統計表には NSL 違反だけの数が示されている。譲渡と販売目的所持は 8% の増だが、製造は 41% の減 (尤も、絶対数はもともと少ない) である。VSL 違反は二、〇四六件で一九八〇年に比し一二・四% の減であるが、干与数は一人当り八・四で、一九七九年の四・九に比し著しく増えている。その理由は、(1) 麻薬犯に慣性性の乱用者の多いこと、(2) 一九八〇年一月一日より微量の所持者も取締の対象になっていること、(3) 麻薬乱用者の全国的増加及び以上三点と結合した警察の取締の強化であると指摘されている。

経済犯罪については、一九八〇～八一年の国会の定義が紹介され、専ら定義の問題が扱われている。一九八三年刊の新著で Magnusson は、法務委員会の定義が、大規模な脱税や産業活動に関係ある犯罪を経済犯罪にふくめていることに反対で、経済犯罪は、その関するところが個人の利益に止まらないような仕方、経済活動又は経済制度を阻害し、脅やかす結果をもたらす犯罪活動を指すとの新しい定義を、ドイツの Tiedeman の定義を援用して提案している。BRA は経済犯罪について三個の調査計画を実施に移している。

今年の報告書では、国際比較は北欧諸国との比較のみがなされている。一九五〇年以降の人身犯と窃盗の傾向の比較がなされている。スウェーデンは人身犯の増加は大きい、窃盗の増加はそれほど大きくない。

次に昨年同様事件処理の流れが各関係機関毎に示され、罪種毎の処理状況の分析がなされている。一九八二年の検挙率は四一% である。

末尾に掲載されている研究論文は次の五編である。

Håkan Ståth & David Magnusson, Tomårsflikor och normbrott: Ett biologiskt utvecklingsperspektiv (十代の少年の犯罪)

Marie Torstensson, En undersökning av brottsligheten i en årgång Stockholmspojkar (ストックホルムの少年の犯罪の調査)

Jerzy Sarnecki, Arbetslöshet och kriminalitet bland de unga (失業と少年の犯罪)

Bert Kemvall & Jerzy Sarnecki, Uppföljning av 1956 års klientundersökning — Redovisning av de första resultaten (一九五六年の対象者調査の追跡)

Bo Svensson, Samhällesekonomiska och andra aspekter av skatteundandragnande (税金のがれの社会的側面など)

以上のうち、四番目の論文は、一九五六年に始められた非行少年と通常少年の比較追跡調査で、一九八二年現在の状況を伝えるものである。死亡者の比率、再犯者の比率、疾病登録回数、収入など多くの点で非行群が劣位に立っていることが示されている。

第六の報告書は、薬物問題に関する論文集で、左記の一二編の論文を収めてゐる。

Christer Karlsson & Orvar Olsson, Narkotikamisbrukets förändringar—metoder, metodproblem och bedömning av utvecklingen (薬物乱用の変化—方法 方法の問題—その勢の判断)

Artur Solarz, Den anmälda och lagförda narkotikabrottsligheten 1969-1982. Utvecklingstendenser och slutsatser (一九六九—一九八二年に認知された、訴追された薬物犯罪—その勢の結論)

Björn Hiebell & Erland Jonsson, Skolöverstyrelsens frekvensundersökningar och verklighet. Några kommentarer till Kühnhorns och Åslunds artikel (学校調査の頻度調査と現実)

Berth Danermark & Sören Venheimer, Randomiserad svartsteknik i praktisk tillämpning (無作為回答技術の適用の実際)

P. Holmgren, J. Jonsson & J. Schuberth, Kemisk kontroll av narkotika hos kriminalvårdsinrättelser (矯正保護抑留者に対する薬物の化学的コントロール)

Norman Bishop, Kriminalvården: Utvecklingsarbete angående åtgärder mot narkotikamisbruket (矯正保護—薬物乱用に対する措置に関する開発作業)

Sjeverd Falkenland, Tullverkets insatser mot narkotikasmuggling (薬物の密輸に対する税関当局の手段)

Ragnar Hauge, Narkotikasituationen i Norge (ノルウェーにおける薬物の状況)

Artur Solarz, Narkotikalagbrytare och deras belastning med annan brottslighet. En förstudie (薬物取締法違反者以外の犯罪歴—予備調査)

Bo Akerström, Hälsoeffekter av cannabis (大麻の健康への影響)

Monica Nasberg, Marijuana och ungdomar. Kliniska observationer (マリファナと少年—臨床的観察)

Ulla Björkman, Den amerikanska strategin i narkotikafågor (薬物問題におけるアメリカの戦略)

編者は A. Solarz で、最初に各論文の概観を行っている。取扱われている問題は、(1)薬物乱用のその勢と変動及びこれまでの公にされた資料の信頼性、(2)薬物犯罪の発展の傾向と犯罪統計の解釈、(3)大麻の健康に関する実態研究の三個である。

(1)に關しては、これまでの調査は、学生を対象とするか、徴兵適齢者を対象として、その上の年齢の者が除かれてゐる点、一時的使用と現実の乱用とが混乱してゐる点が指摘され、更に、調査方法の信頼性に問題のあること(矯正施設の收容者の尿検査で二二%の者に陽性反応が出たこと、矯正保護庁の調査結果を、国立法化学検査所の調査では母集団の九%に当るにすぎないことされた等)が指

摘されている。

(2) については、一九八二年の薬物犯罪件数七〇、五五一件（NSL 違反六八、五〇五件、VSL 違反一、三四六件）は、一九七七～七九年の水準とくらべ激増していることを出発点に、その実像を次のようにまとめている。(1)ひとりの薬物犯人の犯行密度が大きいこと（ある警察区では被疑者の二〇%が七十二%の薬物犯罪をしていた）、従って、この数は量刑上有意味だが、薬物乱用の発展に対する理解を高めるとは思えない。統計には、犯行密度、再犯の頻度、薬物犯罪の認定基準が影響している。(2)訴追された人間でみると、八〇%は NSL 違反、一―%が VSL 違反である。一九八二年には、五、三〇七人が有罪判決を受け、一、六一九人が略式命令、一、二五〇人が起訴放棄処分を受けている。とくに、略式命令が一九八〇年以降急増している。大麻の使用が三分の二である。(3)重大な薬物犯は、一九六九―一九七九年の一四%から一九八二年には五%に減少し、絶対数も減っている。(4)若者に多いという見方も支持されないし、押収量も犯罪の拡がりを計る資料にならない。即ち、薬物犯罪の増加は、統計の示すほど激しいものではないように思える。

(3) については、国連、英、米の研究の紹介のもとに、大麻の心身への影響をとり上げ、心臓血管系への影響、記憶学習機能の低下、多幸感、不安感情の増進、行動への影響、そして、神経組織、脳機能への永続的障害をもたらすことを指摘するが、依存性についてはまだ不確かだとする。以上の他、これまでの研

究には欠点の多いこと、正しい科学的知識（尤も科学的見解も割れている。）の広報活動についてふれている。

以上は編者の概観にもづいてその大要をまとめたもので、個々の論文では、細かい興味ある分析がなされているが、紹介としては省略する。

第七の報告書は、ストックホルム在住少年の余暇と犯罪に関する調査結果の報告である。

調査対象は、ストックホルムの少年（二二―一九歳）で、社会的負因の大きい者が集まるように選ばれた、四九四人（男二七一、女二二三）である。これらの者に対し、面接、tidningsuppgifter<sup>(25)</sup>を行なったほか、社会福祉登録と警察記録を調査すると共に、両親の生活保護受給、飲酒、薬物乱用、子の遺棄など社会的負因を社会福祉登録により調査した。

右と並んで、二八七人の成人について、二〇年前の情報をその親又は教師だった人から取ると同時に、成人後の社会福祉登録の資料を取りよせた。又、コミュニティの関係部にアンケートを送り、少年に不適當とみなされる一四九の場所について調査を行った。

調査結果から、少年の犯罪、親の社会的負因は、少年の商業的余暇活動への巾広い参加と明らかに関係があること、少年の社会的負因と夜間市内に蟄集することと関係があること、社会的負因のない少年は体育クラブ、読書などの余暇活動を行って

いることが明らかになった。

右の結果は、多くの研究で指摘されているが、その解釈として著者は、犯罪が余暇に影響する、余暇が犯罪に影響する、犯罪も余暇もともに他の背景要因の影響を受けるとの三個の仮説的解釈を上げ、最後の解釈への支持を表明する。

積極的余暇活動への参加は社会的負因のある者もない者も共に行っているが、後者は次第にそれから除かれていく傾向があること、一〇代に積極的余暇活動に参加したということは成人後の偏倚行動と全く無関係なこと、学校生活が他のどんな余暇活動よりも少年の犯罪防止に深い利害関係をもつこと、商業的余暇活動への参加や夜間の市内蟄集は、犯罪の原因ではなく、同年齢集団との交流を求めているものであること(従って犯罪傾向のある者がそこで出会うのである)が第三の仮説の支持の理由になる。<sup>(27)</sup>

一九八三年中に発表された覚書は五個であり、その第一は、暴利の取締に関するものである。経済犯罪に関する委託調査の一つである。

暴利取締(日本流に云えばサラ金規制)のための効果的手段の一つとして、刑法九章五条に、信用供与に関する暴利に対する処罰規定を追加することを提案している。故意犯でなくても、契約又は法律行為の状況から他人の無知や軽率さにつけ込んで暴利を得ようとしていると仮定できる事由があれば処罰の対象

となるよう、暴利の要件を拡大している。

第二は、一九七九年の同じ問題に関する報告書の統編で、前回の報告書以降一九八一年迄の現金輸送車からの盗難事件(一〇六件、被害金額一億三、〇〇〇万クロー)をもとに、防止策として、警備の強化、警備員の採用・研修、輸送頻度を減ずる方策、現金輸送用容器の改善などが提案されている。

第三の覚書は、職場におけるドロップアウトをいかに防止するかを検討したもの。失業による若年年金受給者、疾病による長期療養者は社会にとっても大きな負担で(一九七五―八〇年の間に三〇―四九歳の生活保護受給者が急増した)、これらの人は概ね職業から閉め出された形になっている人でもあるので、それを再び職場に戻し、何とか働かせようとするのである。そのため、労働市場局(LMS)、労働組合、使用者の協力を求めている。又各職場での支持活動の実例が報告されている。結論としては、職場での健康管理と各職種での同僚の支持の強化策が必要だとされる。

第四は、一九七八年に同じ問題について出された報告書の統編<sup>(28)</sup>で、前の報告書がその防止のために刑罰の強化(刑法九章六条に第二項を新たに挿入し、企業内で従業員の習慣的に等大規模な横領(ごまかし)に係る物品の受領にも赃物罪の適用範囲を拡げたもの)を提

案したのに対し、今回は、企業内での実際的な盗難防止策を扱っている。企業内盗難としては、外部の者、内部の者の区別をせずに扱い、安全管理責任者の任用、企業内盗難防止委員会の設置、企業内教育の充実、入場者・訪問者のコントロール、契約による身体検査、機械警備などを、企業が問題状況をしっかりと把握することが効果的措置の前提であるとの立場から論じている。

第五の覚書には、「我々の知っていることは？ 我々にできることは？」という副題がついている。器物損壊は一般的犯罪で、一九五〇年の水準の二倍以上で、一九八二年には六八、〇〇〇件以上(統計中央局の被害調査では窃盗と合わせて九五万件になる)である。この状況のもとに、特に住宅地域での犯罪の防止策が検討されている。

覚書は実態の分析から始め、移動性の大きい新居住地区に事件が多く、大部分は少年の仕業であることを確認する。その理由を昼間の成人人口の減少(社会統制の減退)に求めている。しかも、余暇施設の設備には予防上の効果がなかったと指摘する。成人の事件は専ら飲酒の上のものであった。

器物損壊は大部分計画性のない犯罪である。従って、犯罪の機会を減じればよい。その基本は、住宅地域の平穏の回復であり、移動性の減少である。これは住宅政策にも関連する問題である。(移動性は、少年の多い地域、少年のいる家庭の多い地域におい

て大きい。職住の分離も影響している。)

ノルシェピンで一九八〇年に実施されたプロジェクトで事件が二五%減少した例が報告されている。

第六の覚書は、経済犯罪に関する委託調査研究の最後の報告書である。本覚書は、納税システム(税金や各種掛金の支払方法、申告方法など)を悪用する犯罪に関するもので、租税刑法の関係規定の改正提案をふくんでいる。

BRÅ APRPA は六冊中五冊が届つてゐる。(18)

(1) 本年この英訳(Crime and Criminal Policy in Sweden, Report no. 12) が送られて来た。

(2) 著者は一九八一年に Ungdomsbrottsligheten—omfattning, faktorer, orsaker och samhällsreaktion, Publica, 1981. という少年犯罪に関する著書を出版してゐる。この書も私は、スウェーデンに先年惠贈を受けた。

(3) 原語 uppläsningsprocent は解決率の意味、警察の認知した事件について捜査が完了すると uppläsningsprocent に関する決定が下され、事件に一区切りがつく。その決定の訴追以外の形式と数は次の通りである(Rapport 1983:1, p. 23)。

この合計数は解決犯罪二七万件の二五%に当り、刑事訴追に至る前段階で手続から除外されるもの

犯罪の嫌疑なし	12,000	4%
犯罪を構成しない	10,000	4%
被疑者は未成年	8,000	3%
公訴は公の観点から不要	2,000	1%
告訴不存在又は告訴取下	2,000	1%
犯罪の時効成立	1,000	—
不送致終結	4,000	1%
その他	3,000	1%
計	42,000	15%

である。解決率はこれをも含めて計算されるので、日本の検挙率とはやや考え方が違うが、便宜的に検挙率を訳語とした。

- (4) 一九七四年をピークに少年事件は減少してゐる (Sarnecki, Ungdomsbrottlighet, 1981, p. 35 Diagram 1)。しかし、その理由は、一九七二年のストックホルム警察の機構改革により少年警察部門が削減され、更に一九七七年から少年保護活動が犯罪予防から余暇指導に移ったため、少年犯罪に関する警察の情報収集能力が下落したこと及び地域の匿名性が増したことにある。むしろ、薬物問題の状況その他の理由で、少年犯罪が現実には減少したとは考えにくくしている。この視点はサルネッキと同じで (Ibid., p. 280 et.)、健全な余暇活動が少年犯罪の減少に役立つとする考え方への批判的構えがみられる。なお後述七八頁参照。
- (5) 少年は全て起訴放棄になるから、検挙率の減少が少年に集中することが、成人の検挙率の増大と併せて、起訴率の増大という結果をもたらした。
- (6) Brottlighet och kamratrelationen. BRÅ Rapport 1982:5. 要約版のため数値の省略がある。
- (7) 坂田、スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八一年)。法学研究五六巻一〇号七四頁註一七参照。
- (8) BRÅ Rapport 1983:1。Knutsson の主張を通じた所がある。
- (9) B. Kamrvald & J. Sarnecki, Uppföljning av 1966 års Klientsundersökning. BRÅ Rapport 1983:5, pp. 185 ff. (七五頁参照)。
- (10) 坂田、紹介「B・スメリ、外国人の犯罪」法学研究五四巻七号一二二頁以下。
- (11) SCB, Levnadsförhållanden 24, Offer av brott, 1978.
- (12) 宮沢浩一、スウェーデン刑法典(法務省司法法制調査部)。
- (13) 田中八郎、スウェーデンにおける新警察制度、警察研究四〇巻五

号二二頁以下、土屋正三、海外警察資料九五(スウェーデン国家警察の成績)、警察研究四二巻一〇号一四一頁以下。

- (14) 詳細不明。
- (15) BRÅ Rapport 1983:5, p. 11.
- (16) 坂田、前掲法学研究五六巻一〇号六八頁。
- (17) 増加分三、八八六件中二、四〇一件がこの種事件である。ただし、これは暗数が表に出ただけである (BRÅ Rapport 1983:5, pp. 18, 24)。
- (18) Valdäkt och andra sexuella övergrepp, SOU 1982:61. スウェーデン社会研究月報一六巻五号六頁。
- (19) 店舗荒しと万引をふくむ。その違いは、盗品の価格と犯行時の状況で定まる。万引の方が法定刑が軽い(罰金又は六月以下の拘禁)。
- (20) 坂田、スウェーデン犯罪防止委員会の報告書概観(一九八一年)。法学研究五五巻五号八三頁。
- (21) 坂田、前掲法学研究五六巻一〇号六三—七頁参照。
- (22) 坂田、前掲法学研究五五巻五号八二頁参照。
- (23) WHO 及び Alcoholism and Drug Addict Research Foundation in Toronto Advising Council on the Misuse of Drug (英国)。Institute of Medicine 及び National Institute of Health in Washington (米国)。
- (24) 調査不能者八〇人。この中に負因の大きい者が含まれている。
- (25) 面接調査日直前の三日間の行動を一分単位で記述させる調査 (BRÅ Rapport 1983:7, p. 33)。
- (26) 有害環境の定義は「少年の偏倚行動の危険を増すような物理的社会的環境」である (BRÅ Rapport 1983:7, p. 33)。

- (27) 著者は別の書で、この立場からストックホルム当局の金融政策への批評を展開する。(J. Sarnaecki. op. cit., pp 191-207. esp. p. 204.)
- (28) 引用例では、11万 000 クローナ借りると毎月 9 万 000 クローナで 3 ヶ月で返済することになり、利息、手数料をみて、3 ヶ月で 14 万 000 クローナを要する。月利四・五%が普通のところである。
- (29) BRÅ-PM 1979:1, Värdetransporter
- (30) BRÅ-PM 1978:1, Sakhälteri
- (31) 筆者の住所の移動で「1ヶ月は返戻がたまたまの差益である」としてその主張を述べた。
- Nr. 2
- Bo Svensson, Tillfället gör tjuven
- Olof Wikström, Kan mishandel förebyggas?
- Ebbe Lindell, Underhållingsvaldets effekter
- Malin Åkerström, Omvända svindare eller pensionerade tjuvar?
- Nr. 3
- Per-Olof Wikström, Social klass och brottslighet
- Gunnar Marnell, Fångelser i kris
- Bo Svensson, HEUNI—ett nytt FN-institut
- Jan Andersson, Utlänningars brottslighet
- Hans Kolb, FORUM för debatt
- Nr. 4
- Bo Svensson, Svarta pengar tvättas vita
- Björn Nordin, Stöld i fabrik
- Inge Axelsson, Kokain
- Björn Hibell & Erland Jonsson, Skolungdomens narkotikavapor
- Ulla Larsson, Brottsförebyggare i Portugal
- Ove Larsson, Samtal med kamratisföd
- Nr. 5
- Anne-Marie Svedin & Kai Mattson, Brixton
- Ove Larsson, Kamratisföd—socialt ansvar
- Artur Solarz, Narkotikabrottslighetens omfattning—hur mäter man den?
- Jan E G. Andersson, Brottsutvecklingen 1983
- Nr. 6
- Johannes Knutsson, Kvinnomishandelns omfattning
- Jerzy Sarnaecki, Forskning om ungdomsbrottsligheten i Sverige
- Per-Olof H Wikström, Grannskap och brottsinsatkoncentration
- Ulla Björkman, Fjorton dagars fängelse

(一九八四・七・一八)